

相続税 R4 平成 29 年相続税改正対応版 (Ver.17.20) の予定

平成 29 年分以降用の相続税申告書の様式に対応した「相続税 R4 平成 29 年 (Ver.17.20)」のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告に使用していただけます。平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した贈与税の申告には対応していません。平成 29 年分の贈与税申告書の様式に対応したプログラム (Ver.17.30) は、2018 年 1 月下旬にリリースする予定です。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 5. システムの対応内容 (予定) |
| 2. リリース時期 (予定) | 6. バージョンアップ後の確認事項 |
| 3. 相続税 改正の内容について | 7. フォルダー構成 |
| 4. 法定相続情報証明制度の創設 | |

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	バージョンアップ対象
相続税 R4 H29	Ver. 17. 20	Ver.17.10

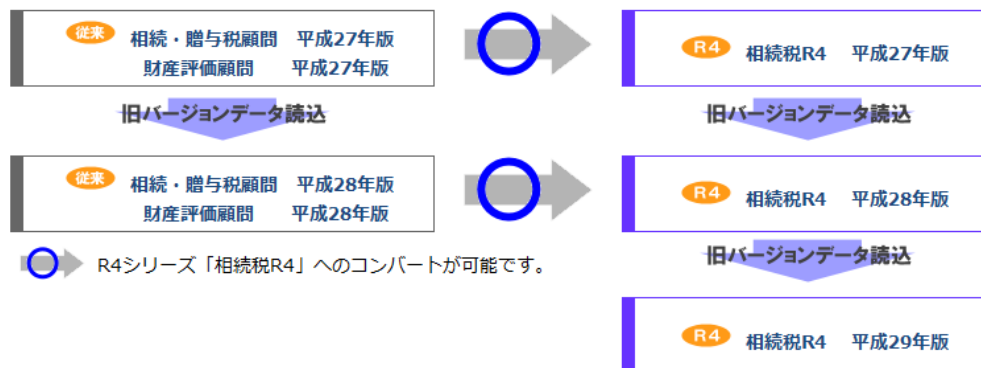
※Ver.17.20 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。E i ボードが既にセットアップされている場合は、Ver.17.20 以降になっていることを確認してください。(システムインフォメーション「17XA051 E i ボード機能改善版 (Ver.17.20) の発行」参照)

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver.16) のデータを Ver.17.2 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver.16 のデータは残ります。

※(旧製品)相続・贈与税顧問、または財産評価顧問の平成 28 年版から相続税 R4 平成 29 年版へ、直接コンバートすることはできません。相続税 R4 平成 28 年版へコンバートしてから、平成 29 年版の「旧バージョンデータ読込」で移行します。(平成 29 年版の [データ選択] 画面に [コンバーター] ボタンは表示されません。)



2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2017年9月6日（水）

2-2. マイページのダウンロード公開

2017年9月6日（水）

2-3. CDオプション契約ご加入のお客様のCD送付開始日

- ・インターKX 相続税 R4 : 2017年9月15日（金）
- ・相続税顧問 R4 : 2017年9月15日（金）

3. 相続税 改正の内容について

システムに係る相続税の主な改正の内容は、次のとおりです。

3-1. 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の見直し

- (1) 災害等の被災者等が本制度の適用を受ける場合について、適用対象となる会社の認定等の時期に応じ、次の措置が講じられました。

- ① 災害等の発生前に相続若しくは遺贈又は贈与により非上場株式等を取得し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（円滑化法）の認定を受けている、又は当該認定を受けようとしている会社

災害等により受けた次に掲げる被害の態様に応じ、その認定承継会社の雇用確保要件の免除（ハの場合については、災害等の発生後の売上高の回復に応じて緩和）等をするとともに、これらの被害を受けた会社が破産等した場合には、経営承継期間内であっても猶予税額を免除する。

イ 災害により被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合

ロ 災害により被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合

ハ 一定の災害等の発生後6月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合

- ② 災害等の発生後に相続又は遺贈により非上場株式等を取得し、円滑化法の認定を受けようとしている会社

上記①の措置に加え、事前役員就任要件を緩和する。

- (2) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる（現行：切り上げる）こととされました。

ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。

※平成29年1月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用するとともに、所要の経過措置が講じられました。

3-2. 相続税の納税義務の見直し

相続税の納税義務について、次の見直しが行われました。

- (1) 国内に住所を有さず、日本国籍を有する相続人の納税義務
被相続人および相続人が相続開始前10年（改正前：5年）以内に国内に住所を有さない場合には、国内財産のみが課税対象。
- (2) 一時的に国内に居住する外国人に係る相続税の納税義務
国内財産のみ課税対象。
- (3) 国内に住所、日本国籍を有さない相続人の納税義務
国内に住所を有さないが、相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人（日本国籍を有さず、一時的滞在をしていたものを除く）から相続等で取得した国外財産が課税対象に追加。

※平成29年4月1日以後の相続等で取得する財産に係る相続税等に適用（一部経過措置が設けられています。）

3-3. 様式変更

相続税申告書が平成 29 年分以降用の様式に変更されました。

帳 票 名	
第 1 表	相続税の申告書
第 4 表の 2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第 8 の 2 表の付表 1	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
第 8 の 2 表の付表 2	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 64 条第 2 項又は第 7 項の規定の適用を受ける株式等がある場合）
第 8 の 2 表の付表 3	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書（平成 29 年分用）
修正 第 1 表	相続税の修正申告書
相続税の更正の請求書	

次の帳票が追加されました。

帳 票 名	
第 8 の 2 表の付表 4	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（平成 29 年分以降用）

《参考》国税庁の Web ページ

◆相続税の申告書等の様式一覧（平成 29 年分用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h29.htm>

4. 法定相続情報証明制度の創設

平成 29 年 5 月 29 日（月）から全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が開始されました。

■相続手続の簡素化

相続手続では、被相続人の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

《参考》法務省の Web ページ

◆「法定相続情報証明制度」について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html

5. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

5-1. 相続税の申告書 変更帳票の対応（改正対応）

平成 29 年分以降用の帳票に対応して、入力画面、印刷フォームなどを変更します。
帳票の主な変更点は次のとおりです。

■変更帳票

帳票	変更内容																								
第 1 表	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「平成 29 年分日以降用」に変更 帳票 ID が「FD3557」、「FD3558」（続）に変更 暦年課税分贈与税額控除額⑫の転記元が「第 4 表の 2 A」に変更 																								
第 4 表の 2	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「平成 29 年分用」に変更 前年分（平成 28 年分）、前々年分（平成 27 年分）、前々々年分（平成 26 年分）に変更 「暦年課税分の贈与税額控除額計 A」に変更 控除を受ける人の明細が 4 列から 3 列に減少 																								
第 8 の 2 表付表 1	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「平成 29 年分以降用」に変更 「⑧円滑化法の認定の状況」に変更 																								
第 8 の 2 表付表 2	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「平成 29 年分以降用」に変更 「⑨円滑化法の認定の状況」に変更 																								
第 8 の 2 表付表 3	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「平成 29 年分用」に変更 「⑧円滑化法の確認状況」に変更 1（注）3 の変更 2（注）2、（注）4 の変更 																								
修正申告書 第 1 表	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「平成 29 年分以降用」に変更 暦年課税分贈与税額控除額⑫の転記元が「第 4 表の 2 A」に変更 																								
相続税延納申請書	<ul style="list-style-type: none"> 特例割合の変更 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>不動産等の割合が 75%以上の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産等に対応する税額</td> <td>特例割合</td> <td>1.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産等の割合が 50%以上 75%未満の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産等に対応する税額</td> <td>特例割合</td> <td>1.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産等の割合が 50%未満の場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 立木以外の財産に対応する税額</td> <td>特例割合</td> <td>1.3%</td> <td></td> </tr> </table> 	不動産等の割合が 75%以上の場合				動産等に対応する税額	特例割合	1.2%		不動産等の割合が 50%以上 75%未満の場合				動産等に対応する税額	特例割合	1.2%		不動産等の割合が 50%未満の場合				立木以外の財産に対応する税額	特例割合	1.3%	
不動産等の割合が 75%以上の場合																									
動産等に対応する税額	特例割合	1.2%																							
不動産等の割合が 50%以上 75%未満の場合																									
動産等に対応する税額	特例割合	1.2%																							
不動産等の割合が 50%未満の場合																									
立木以外の財産に対応する税額	特例割合	1.3%																							
相続税の更正の請求書	<ul style="list-style-type: none"> 税務署整理欄の変更 																								

■追加帳票の対応方法について

追加された「第 8 の 2 表の付表 4」は、Ver.17.20 では対応いたしません。

[サポートメニュー] - [関連帳票] から EXCEL ファイルにて提供する予定です。

※「第 8 の 2 表の付表 4」から他帳票への転記はありません。



5-2. 相続税案件データ選択時の警告メッセージの削除

Ver.17.10は、平成29年1月1日以降に発生した相続税の申告に対応していなかったため、税目が相続税の案件データを選択した場合などにはメッセージを表示していましたが、このメッセージは表示されません。

5-3. 業務メニュー [財産評価] タブ、[贈与税] タブ、[相続税] タブの変更 (機能改善等の対応)

各タブに次の入力画面を追加し、贈与者や相続人などの設定を分かりやすくします。

■財産評価タブ

[案件基本情報変更]、[個人情報登録]、[一括印刷] を追加します。

※贈与税案件、相続税案件の場合は、[財産評価] タブは起動できないように制御します。

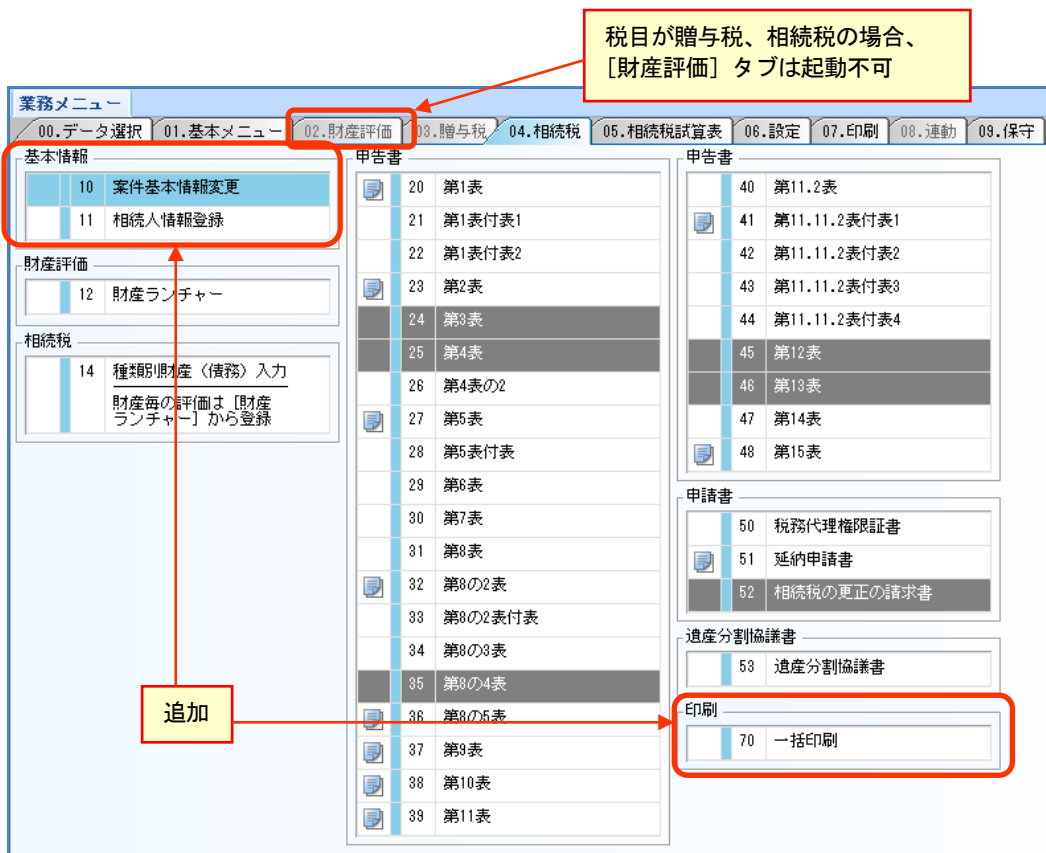


■贈与税タブ

[案件基本情報変更]、[贈与者情報登録]、[一括印刷] を追加します。

■相続税タブ

[案件基本情報変更]、[相続人情報登録]、[一括印刷] を追加します。



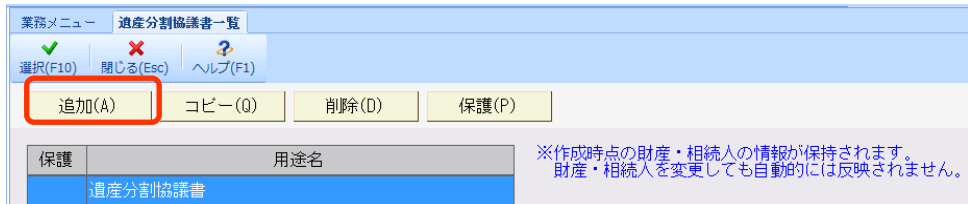
5-4. 遺産分割協議書 操作性の改善

遺産分割協議書の入力について、操作方法などを大幅に変更します。

(1)遺産分割協議書を新規作成する場合、最初に [出力設定] 画面を表示するように変更します。

■新規作成の流れ

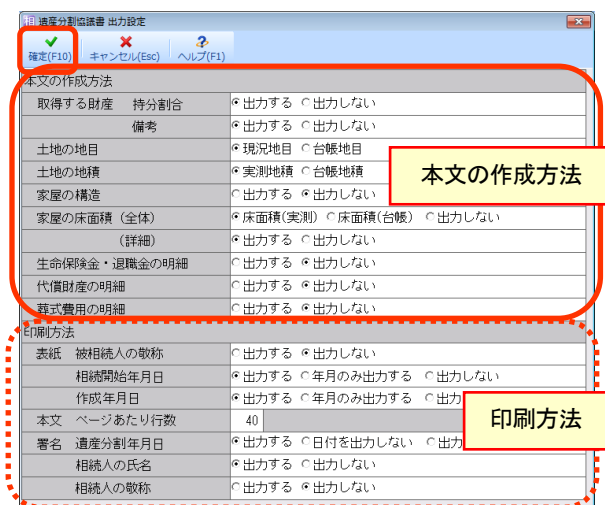
① 遺産分割協議書一覧で [追加] をクリックします。



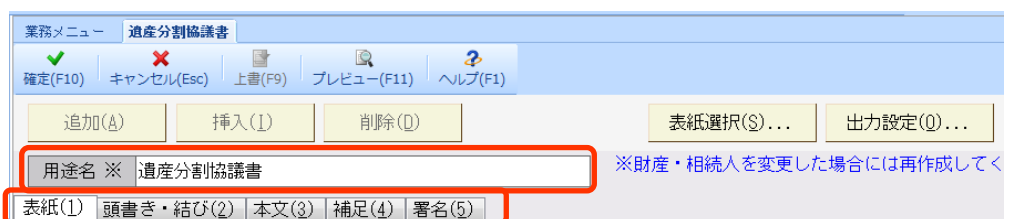
② [出力設定] 画面が表示されます。

- ・「本文の作成方法」の設定内容を確認します。
生命保険金や葬式費用を出力する場合は、「出力する」を選択します。
本文作成後も設定を変更して、再作成することができます。
- ・「印刷方法」は、本文作成後も設定を変更することができます。
印刷方法の設定を変更しても本文の再作成にはなりません。

[確定] をクリックします。



③ 遺産分割協議書の入力画面が開きます。
「用途名」を入力して、各タブの入力内容を確認します。



(2) [出力設定] 画面の項目を整理して、「本文の作成方法」と「印刷方法」の設定に分類します。
[確定] で各項目の設定を保存します。

※「本文の作成方法」で設定項目を変更して、[確定] をクリックしても、本文の再作成は行われません。

■本文を再作成するには

遺産分割協議書を作成後に、変更等した財産を反映する場合は、[本文] タブの [本文再作成] ボタンで行います。

[本文再作成] 画面から [出力設定] 画面を呼び出すこともできます。

▼出力設定

相 遺産分割協議書 出力設定

確定(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

本文の作成方法

取得する財産	持分割合	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 出力しない
	備考	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 出力しない
土地の地目		<input checked="" type="radio"/> 現況地目 <input type="radio"/> 台帳地目
土地の地積		<input checked="" type="radio"/> 実測地積 <input type="radio"/> 台帳地積
家屋の構造		<input type="radio"/> 出力する <input checked="" type="radio"/> 出力しない
家屋の床面積 (全体)		<input checked="" type="radio"/> 床面積(実測) <input type="radio"/> 床面積(台帳) <input type="radio"/> 出力しない
	(詳細)	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 出力しない
生命保険金・退職金の明細		<input type="radio"/> 出力する <input checked="" type="radio"/> 出力しない
代償財産の明細		<input type="radio"/> 出力する <input checked="" type="radio"/> 出力しない
葬式費用の明細		<input type="radio"/> 出力する <input checked="" type="radio"/> 出力しない

印刷方法

表紙	被相続人の敬称	<input type="radio"/> 出力する <input checked="" type="radio"/> 出力しない
	相続開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 年月のみ出力する <input type="radio"/> 出力しない
	作成年月日	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 年月のみ出力する <input type="radio"/> 出力しない
本文	ページあたり行数	40
署名	遺産分割年月日	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 日付を出力しない <input type="radio"/> 出力しない
	相続人の氏名	<input checked="" type="radio"/> 出力する <input type="radio"/> 出力しない
	相続人の敬称	<input type="radio"/> 出力する <input checked="" type="radio"/> 出力しない

「本文の作成方法」の設定
本文の作成、本文の再作成時に反映します。

「印刷方法」の設定

- (3) [表紙] タブを追加します。
表紙に印刷するデータは [表紙] タブから入力します。

▼Ver.17.1 までの画面 (従来)

相 遺産分割協議書 出力設定

確定(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

相続人 出力設定(L) 財産 出力設定(O) 表紙設定(S)

被相続人の敬称 出力する 出力しない

作成日 年月日を出力する 年月のみ出力する

相続開始日 年月日を出力する 年月のみ出力する

ページあたり行数 40

持分割合 出力する 出力しない

生命保険金・退職金の明細 出力する 出力しない

葬式費用の明細 出力する 出力しない

相 表紙設定

確定(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

表紙選択(S)

タイトル 遺産分割協議書

サブタイトル

被相続人 サンプル 太郎

敬称 様

相続開始日 平成28年 9月18日 死亡

作成日 平成29年 1月17日

会計事務所名

▼Ver.17.2 [表紙] タブ

業務メニュー 遺産分割協議書

確定(F10) キャンセル(Esc) 上書(F9) プレビュー(F11) ヘルプ(F1)

追加(A) 挿入(I) 削除(D)

用途名 ※ 遺産分割協議書

表紙(1) 頭書き・結び(2) 本文(3) 補足(4) 署名(5)

表紙選択(S)... 出力設定(O)...

※財産・相続人を変更した場合には再作成してください。

タイトル 遺産分割協議書

サブタイトル

被相続人 サンプル 太郎

敬称 様

相続開始年月日 平成29年 9月18日 死亡

作成年月日 平成30年 1月17日

会計事務所名

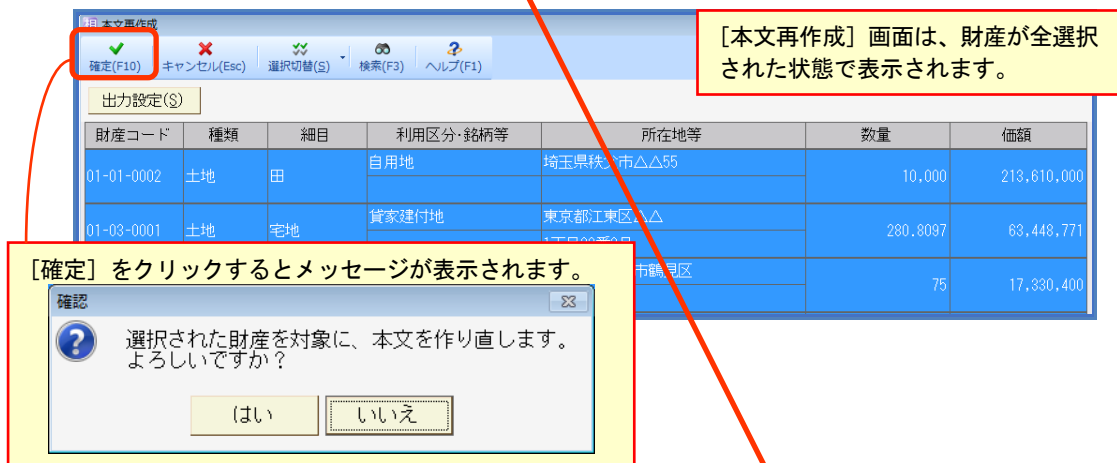
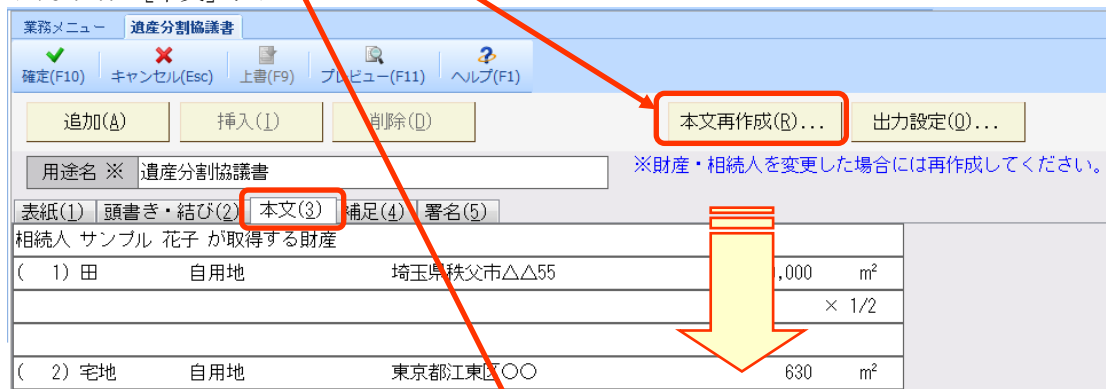
(4)本文、署名の再作成の手順を変更します。

遺産分割協議書を作成後に変更した財産や相続人を反映する場合は、[本文] タブの [本文再作成]、[署名] タブの [署名再作成] から行います。

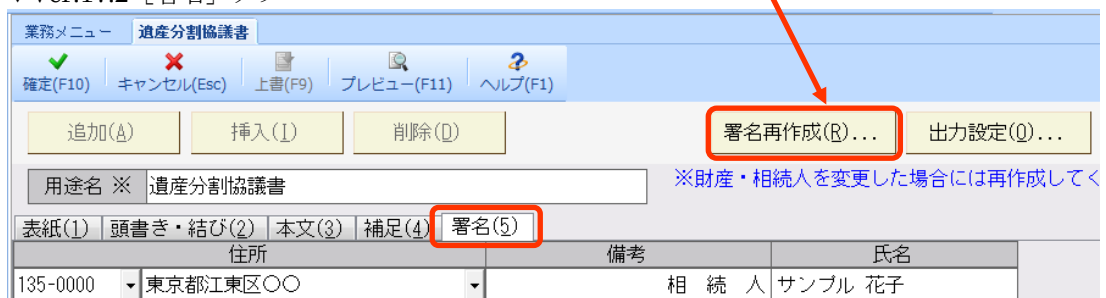
▼Ver.17.1 までの画面 (従来)



▼Ver.17.2 [本文] タブ



▼Ver.17.2 [署名] タブ



- (5) [本文] と [署名] の入力画面の背景は水色項目でしたが、遺産分割協議書を作成後に財産や相続人を変更しても自動では反映しないため、動作に合わせて背景を白色項目に変更します。
また、遺産分割協議書一覧で「保護」が設定された場合には、変更できないことが分かるように背景を黄色項目で表示します。

▼ [本文] タブ

表紙(1)	頭書き・結び(2)	本文(3)	補足(4)	署名(5)
相続人 サンプル 花子 が取得する財産				
(1) 田	自用地	埼玉県秩父市△△55	10,000	m ²
				× 1/2
(2) 宅地	自用地	東京都江東区〇〇	630	m ²

▼ [本文] タブ ([保護] が設定される場合)

表紙(1)	頭書き・結び(2)	本文(3)	補足(4)	署名(5)
相続人 サンプル 花子 が取得する財産				
(1) 田	自用地	埼玉県秩父市△△55	10,000	m ²
				× 1/2
(2) 宅地	自用地	東京都江東区〇〇	630	m ²

入力できません。

5-5. 所在場所等の入力チェックの廃止

財産入力画面の「所在場所等」の1行目に文字を入力して[Enter]キーを押下した場合、住所が入力されていないとエラーメッセージを表示していましたが、次の入力画面では入力チェックを行わず、カーソルを2行目に移動するように変更します。

「所在場所等」の1行目に証券会社名や銀行名などを入力していて、住所が入力されていない場合、エラーメッセージは表示されません。

		入力画面
財産評価 財産ランチャー	家屋構築物	その他の財産－構築物
	有価証券	登録銘柄及び店頭管理銘柄
		上場株式
		その他の財産－有価証券
	現金預貯金	その他の財産－現金預貯金等
	その他	その他の財産－事業用財産
その他の財産－家庭用財産		
その他の財産－その他の財産		
贈与税 種類別財産入力	有価証券	
相続税 種類別財産(債務)入力	現金預貯金等	
	その他の財産	

▼Ver.17.1 までの [現金預貯金等] の入力 (従来)

The screenshot shows the '現金預貯金' (Cash Deposits) entry screen. The '所在場所等' (Location) field is set to '〇〇〇銀行'. An error message dialog box is displayed, indicating that the location or address must be entered down to the city, ward, or town level.

5-6. 相続人一覧 [法務局] ボタンの追加 (機能改善等の対応)

[相続人情報登録] の相続人情報一覧に、[法務局] ボタンを追加して、「主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例」の Web ページを表示するようにします。

「法定相続情報一覧図」を作成する場合は、法務局から提供されている様式 (EXCEL) を保存して、使用してください。

法務局の Web ページ

◆ 主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html

法務局 トップページ > 新着情報一覧 > 主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例

主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例

更新日：2017年5月17日

法定相続人が配偶者及び子である場合

配偶者・子（1人～4人まで対応）である場合

様式 ([EXCEL](#))
記載例 ([EXCEL](#))

嫡出でない子がいる場合（平成25年9月4日以前に相続が開始している場合に限る。）

様式 ([EXCEL](#))
記載例 ([EXCEL](#))

子が多数であり、法定相続情報一覧図が複数枚にわたる場合

様式 ([EXCEL](#))
記載例 ([EXCEL](#))

法定相続人が子のみである場合

子（1人～4人まで対応）である場合

様式 ([EXCEL](#))
記載例 ([EXCEL](#))

法務局

- 業務のご案内
- 各法務局のホームページ
- 管轄のご案内
- 不動産登記申請手続
- 商業・法人登記申請手続
- その他の登記関係・供託手続
- 各種証明書請求手続
- オンライン申請のご案内
- 電子証明書取得のご案内
- 人権相談について
- 各法務局の入札公募情報
- ご意見・ご要望

6. バージョンアップ後の確認事項

6-1. 旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン (Ver.17.1) で使用していた案件データを、Ver.17.2 で使用できるようにするため、データ変換処理を行います。データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換：[データ選択] 画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換：[保守] タブ→[データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

7. フォルダ構成

■データベース

¥

- └ R4_RDB データベース格納フォルダー
- └ sozoku_5..... 相続税 R4 Ver.17 データフォルダー

■プログラム

¥

- └ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
- └ Epson
- └ R4
- └ sozoku_5..... 相続税 R4 Ver.17 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひします。